

青森市国民健康保険におけるマイナンバーカード健康保険証のデータ点検について

1 マイナンバーカード健康保険証に別人の資格情報が登録された事案の概要

- 令和 5 年 5 月 1 2 日、厚生労働大臣は、マイナンバーカードと一体化した健康保険証で別人の資格情報が登録された事例の発生を発表。

【全国の別人の資格情報が登録された事案・件数】

令和 3 年 1 0 月～令和 5 年 5 月 2 2 日までで登録された件数	7, 3 7 2 件
うち薬剤情報等が閲覧された件数	1 0 件

2 登録データ誤登録の原因

- 被保険者が保険者に届出したマイナンバーが、そもそも誤っていたケース
 - 被保険者が保険者に届出したマイナンバーは正しいが、保険者が誤った入力をしたケース
 - 被保険者から保険者にマイナンバーが提出されなかった場合に、漢字氏名や住所を確認せずにマイナンバーを取得したケース
- などが考えられるとされている。

3 登録済みデータ点検内容

マイナンバーカード健康保険証の登録済みデータの点検は、厚生労働省の通知により、次のように行っている。

- マイナンバーカードの作成業務を行っている地方公共団体情報システム機構に保険者が行う照会（J－L I S 照会）によりマイナンバーを取得する際、厚生労働省が示している基本的な留意事項とは異なる方法で行っていなかったかどうか、具体的には「住所」を確認せず、「カナ氏名」又は「漢字氏名」と「生年月日」「性別」の 3 情報などで事務処理を行っていなかったかどうかを点検し、
- この基本的な留意事項とは異なる方法で行っていた場合には、該当データについて、正しいマイナンバーが登録されているかどうかの点検を行った上で、7 月末までに実施結果を報告するよう要請があった。

【全国の誤登録の総件数】（令和 5 年 9 月 3 0 日時点）

誤登録の総件数	8, 5 4 4 件
うち薬剤情報等が閲覧された件数	2 0 件

4 青森市国民健康保険における登録データの点検

- 本市に住民登録がある方については、被保険者情報に関するシステムが住民基本台帳システムと連携しており、入力作業は一切生じないことから、マイナンバーの紐付けを誤ることはない。
- また、本市に住民登録がない方、具体的には、市外の施設への入所や進学による転出者で、住所地特例が適用される方などについては、資格情報やマイナンバーの入力や紐付け作業を要しますが、本人からマイナンバーを届出いただくなど基本的な留意事項に沿った事務処理を行ってきたため、点検対象となる加入者情報はなかった。